

余剰電力売買契約書（案）

山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「発注者」という。）と〇〇〇（以下「受注者」という。）は、発注者のエネルギー回収型廃棄物処理施設（以下「施設」という。）から発生する電力の売買について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、次のとおり電力需給契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（余剰電力の供給）

第1条 発注者は、施設における発生電力に余剰が生じた場合、当該余剰電力（以下「余剰電力」という。）を、受注者に全量売却し、受注者はこれを全量購入する。

尚、余剰電力とは、発注者における発生電力のうち、発注者が関西電力送配電株式会社（以下「関西電力」という。）の電力系統に送電する電力をいう。

2 本契約の契約期間は、契約日から令和11年3月31日までとし、売却期間は令和7年2月中旬頃から令和11年3月31日までとする。

3 契約期間内の余剰電力量が、余剰電力売却仕様書に記載された予定売却電力量（以下「予定売却電力量」という。）に比べて過不足がある場合でも、発注者は受注者に余剰電力を全量売却し、受注者は、発注者から全量購入するものとする。なお、余剰電力量が予定売却電力量を下回る場合、発注者は当該差量について売却義務を負わず、何らの責任を負わない。

（電力供給上の協力）

第2条 発注者及び受注者は、本契約に係る余剰電力の売買を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常な値に保つ等、相互に協力するものとする。

2 発注者は、受注者の要求に基づき、余剰電力供給計画を受注者に提出するものとする。なお、発注者は、余剰電力供給計画に記載された内容に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではない。

3 余剰電力量が供給計画と大きく乖離する事態が生じた場合あるいは生じるおそれがある場合は、発注者は受注者に対し速やかに通知するものとする。

4 発注者は、余剰電力の安定に努力するものとする。

（託送供給契約）

第3条 余剰電力の供給のために別途、関西電力との託送供給契約が必要となる場合、受注者は、受注者の責任と負担で、関西電力と適切な内容で受注者に係

る託送供給契約を遅滞なく締結する。

また、これに必要な情報について、発注者は受注者に協力し提供するものとする。

- 2 発注者は、発電者として、関西電力の託送供給約款を遵守する。
- 3 接続検討の申込については、発注者が行う。発注者は、受注者が託送供給契約を締結する際に、本契約に係る場合に限り、受注者が接続検討回答書を必要な範囲内で使用することを認めるものとする。
- 4 託送供給契約の締結及び履行その他余剰電力の接続供給に必要な費用は、受注者が全て負担するものとする。

(余剰電力売却の一時中止又は制限)

第4条 発注者は、次の各号のいずれか一つ又は複数の事由が生じた場合、余剰電力の売却を一時中止又は制限できるものとする。

- (1) 発注者が関西電力の託送供給等約款「39 給電指令の実施等」による託送供給の制限又は中止その他の規定に定められる事由により発電を制限もしくは中止された場合
- (2) 発注者の施設の事故又は運営上の都合又は電力系統の停電等による場合
- (3) その他発注者の施設の保安上の必要がある場合
- (4) その他発注者が必要と認める場合

(余剰電力購入の一時中止)

第5条 受注者は、関西電力の電気工作物の事故又は工事、点検、補修によりやむを得ず電力を購入できない場合、当該事象が発生している期間に限り、余剰電力の購入を一時中止できるものとする。

(損害賠償)

第6条 発注者又は受注者は、前二条に定める場合を除き、余剰電力の売買に伴い相手方若しくは関西電力又は第三者に対し損害を生じせしめた場合は、その原因者が賠償の責任を負うものとする。

(余剰電力の計量)

第7条 余剰電力に係る毎月の売却電力量の計量は、関西電力が設置する取引用電力量計を介して行うものとする。取引先の変更に伴って、取引用電力量計及びその付属装置（以下「計量装置」という。）の設置、変更が必要な場合は、受注者の費用負担でこれを行う。

但し、停電が必要な工事の工程については、定期補修工事等との調整が必要に

- なる場合があるため、発注者と受注者が協議して、これを決定するものとする。
- 2 計量装置に不具合が生じた場合は、その時間内の売却電力量についてその都度、発注者と受注者が関西電力と協議して決定するものとする。
 - 3 発注者は、受注者の情報伝達装置の設置について、場所の提供や工事について協力するものとする。なお、設置にかかる費用は全て受注者の負担とする。

(電力料金の算定期間)

第8条 受注者が発注者に支払う余剰電力の電力料金の算定期間は、毎月の1日から末日までの期間とする。

(電力料金単価の区分)

第9条 余剰電力に係る電力料金単価は、次のとおりとする。

区 分	電力料金単価
試運転期間中電力量	@@円@@銭／kWh
FIP電力量	@@円@@銭／kWh
非FIP電力量	@@円@@銭／kWh

(消費税等相当額含む)

(供給促進交付金)

第10条 法第2条の2により電力広域的運営推進機関（以下「OCCCTO」という。）から交付される供給促進交付金は、全て受注者に帰属する。発注者は、OCCCTOに対し必要な手続きを実施の上、受注者の指定する口座を登録するものとする。

(非化石価値等)

第11条 料金には、非化石価値等が含まれるものとする。なお、非化石価値等とは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号、その後の改正を含む。以下「高度化法」という。）の非化石電源比率算定時に計上できる価値及びこれを有するFIP電気及び非FIP電気を取引する際に付随する環境価値をいう。発注者及び受注者は、受注者に供給するFIP電気及び非FIP電気に関し、遅滞なく非化石証書（高度化法に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証する非化石証書）を取得するために必要な一切の行為（設備認定及び電力量の認定

の取得を含む。)を行うものとする。

(発電側課金)

第 12 条 2024 年 4 月 1 日から導入された発電側課金については、発注者が関西電力送配電(株)に支払うものとする。

(バイオマス比率の取り扱い)

第 13 条 発注者は、受注者に対し、バイオマス比率を毎月一回提供する。

なお、バイオマス比率については小数点以下第 4 位で四捨五入し、小数点以下第 3 位までとする。

また、認定バイオマス比率 51%を実績バイオマス比率を超えた月は、対象施設における余剰電力量に認定バイオマス比率 51%を乗じて計算した電力量を FIP 電力量とする。認定バイオマス比率を変更した場合、発注者は受注者に変更後のバイオマス比率を通告し、通告後は変更後のバイオマス比率を上限として FIP 電力量を計算する

(料金の算定及びその支払い)

第 14 条 受注者は発注者に、余剰電力に係る電力料金を毎月支払うものとし、料金は、第 7 条によって計量された売却電力量(kWh)及び前条のバイオマス比率(%)を用い、以下各号の方法により算定されたバイオマス分電力量及び非バイオマス分の電力量に、第 9 条に定める区分ごとの単価を乗じて得た電力量料金とする。

(1) FIP 電力量=売却電力量×バイオマス比率

(2) 非 FIP 電力量=売却電力量－[第 1 号により算出された電力量]

※ 第 1 号については、小数点以下を四捨五入する。

2 前項の電力量料金において、1 円未満の端数は切り捨てる。

3 発注者は、上記により算定された当該月分の料金を、すみやかに受注者に請求し、受注者は発注者の指定する支払期限(その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日とする。)(以下「支払期限」という。)までに発注者に支払うものとする。

4 発注者は、受注者が支払期限までに電力料金を支払わない場合は、遅延日数につき、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(記 録)

第 15 条 発注者及び受注者は、余剰電力の売買状況を記録し、それぞれの要求によりその写しを相手方に送付するものとする。

(契約の解約)

第 16 条 発注者は、必要があるときは受注者と協議のうえ、本契約の全部又は一部の解約をなすことができるものとする。

2 受注者は、発注者が本契約上の義務を履行しないときは、全部又は一部の解約を請求することができるものとする。

(発注者の解除権)

第 17 条 発注者は、受注者に以下の各号の事由が生じた場合、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者が、期限内に本契約上の義務を履行しないとき、又は、履行の見込みがないと発注者が認めたとき。
- (2) 本契約履行の着手を遅延したとき。
- (3) やむおえない理由により、受注者から本契約解除の申し出があったとき。
- (4) 前各号のほか受注者又はその代理人が本契約に違反したとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当すると判明したとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方がアからオのいずれかに該当

することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ この契約に係る下請契約等に当たって、アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

- 2 発注者は、前項に定める場合のほか、契約の履行ができない場合において特に必要があるときは、契約を解除することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定により本契約を解除したときは、違約金として、解除日以降の残存期間に係る各予定売却電力量に区分ごとの契約単価を乗じて得た総額の10分の1を、発注者に支払わなければならない。
- 4 前3項の規定は、受注者又はその代理人の責に帰すべき事由により本契約の履行が不能となった場合について、これを準用する。
- 5 本条に基づく本契約の解除は、第14条の規定による遅延損害金の徴収及び違約金の額を超えて発注者が被った実損害額の中による受注者に対する請求を妨げないものとする。
- 6 発注者は、受注者が専ら発注者の責に帰すべき事由により一般送配電事業者から託送供給契約等の違反に基づき違約金、損害賠償（一般送配電事業者の設備の賠償を含む。）を請求された場合には、受注者に対し、相当因果関係のある当該請求額の一切を賠償するものとする。

（権利譲渡等の制限）

第18条 受注者は本契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡、担保提供、その他の処分をしてはならない。ただし、発注者の事前の承諾を得たときはこの限りではない。

（委任等の禁止）

第19条 受注者は、本契約の義務の全部又は一部の履行を、第三者に委任することができない。
ただし、発注者の事前の承諾を得たときはこの限りではない。

（契約保証金）

第20条 受注者は、この契約の締結と同時に、各予定売却電力量に区分ごとの契約単価を乗じて得た総額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければ

ならない。ただし、天理市契約規則第 18 第に示す書類の提出を行った場合は免除するものとする。

(法令変更による契約条件変更)

第 21 条 電気事業法、その他関連する法令に改正、運用変更等があった場合、甲及び乙は、書面にて本契約条件の変更を申し入れることができる。

(疑義の決定等)

第 22 条 本契約に定めのない事項、又は本契約の各条項に疑義を生じたときには、余剰電力売却仕様書に定めるところに従うほか、発注者、受注者誠意をもって協議しその処理にあたるものとする。

この契約締結の証として、本書を 2 通作成し、発注者受注者記名押印のうえ、各 1 通を保管する。

令和 6 年 月 日

発注者	天理市川原城町 605 番地
	山辺・県北西部広域環境衛生組合
	管 理 者 並 河 健
受注者	